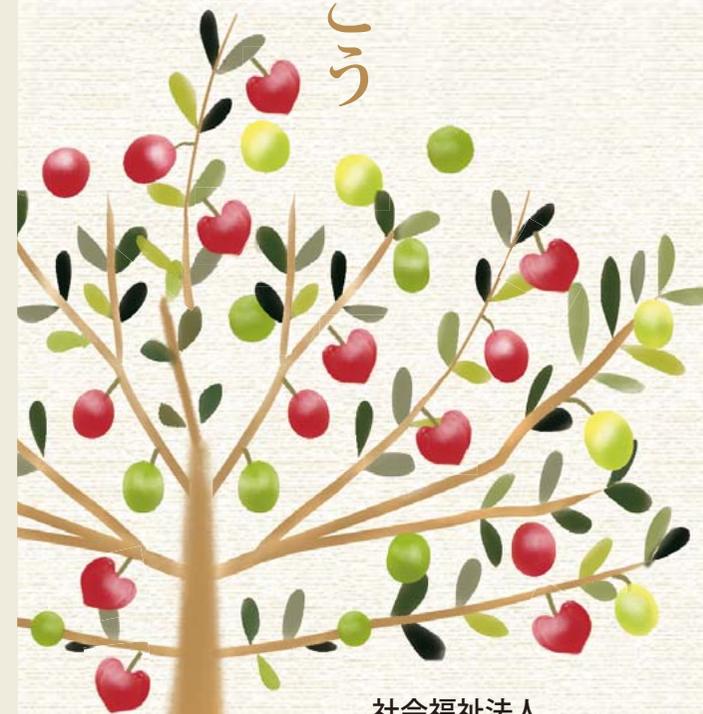


ともに生きる福祉社会づくりをめざして、
私たちにもできること

思いやりの燈をつなごう



社会福祉法人
神奈川県社会福祉協議会

皆さまのあたたかい気持ちを お待ちしております

～ともに生きる福祉社会づくりを目指して、
私たちにもできること～
寄附はそのひとつの方法です～

お問い合わせ先 詳しい情報・活動のご相談

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
地域福祉推進担当

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
かながわ県民センター12階

HP:<http://www.knsyk.jp> E-mail:tomosibi@knsyk.jp

TEL:045-312-4813 FAX:045-312-6307

かながわ県民センター



受付時間

午前9:00～午後5:00
年中無休
※年末年始 特別休館日を除く
横浜駅西口・きた西口より
徒歩5分

皆さまからの思いはこんな活動に役立てられます



優秀賞を受賞した
河本かの子さん



子どもの居場所
「あったか・にしゃ」



「ダムカレー」
相模原市：ともしびショップ 青林橋



「みんなでダンス！」
(福) 逗子市協
(公財) 逗子市体育協会
逗子市手をつなぐ育成会
(福) 湘南の風

一般基金

「社会福祉のために」「障害児者のために」など寄附の趣旨に基づき、さまざまな活動に役立てられます。

横浜銀行：横浜駅前支店
普通預金 0205811

名義：(福) 神奈川県社会福祉協議会

その他の寄附について

活用を希望する分野（高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉・社会福祉全般）に応じた寄附金品の受け入れも行っています。詳しくは神奈川県社会福祉協議会までお問い合わせください。



ご寄附に際してのお願い

- ※ご寄附の際は、寄附申込書にご記入の上直接お持ちいただくか、指定の口座にお振込ください。入金を確認でき次第、領収書を発行します。（寄附申込書はホームページに掲載されているものをプリントアウトしてご利用ください。また、本会から郵送することも可能です。）
- ※金融機関で10万円以上をお振込する場合は、本人確認が必要となります。免許証や健康保険証などの身分証明書をご準備の上、窓口でお手続きください。
- ※寄附金控除を受ける場合は、領収書が必要となりますので必ず保管してください。
(所得税法第78条・法人税法第37条・地方税法第37条の2及び第314条の7該当)
- ※本会発行の機関紙「福祉タイムズ」にお名前を掲載致します。（任意）

ともしび基金

人を思いやり、大切にしようとする気持ちは小さな「ともしび」となり心にとまります。「ともしび基金」は、そうした一人ひとりの胸にともった“こころのともしび”を持ち寄り地域を明るく、そして温かく照らしていこうと始まった活動から設置された基金です。

■ 福祉意識の普及啓発

福祉作文コンクールを開催し、思いやりの「こころ」を広げていく活動を支援しています。

■ ボランティア活動支援

福祉ボランティアグループの活動や当事者団体活動などの支援をしています。

■ 障がいのある方の社会参加促進

障がいのある方の働く場、ふれあいの場である「ともしびショップ」を支援しています。

■ 市町村域での地域福祉の推進

市町村域の社協やそれを構成員とする実行委員会などによるマイノリティや引きこもり等、制度の狭間の問題に係る取組を支援しています。

1 まちで見かけた募金箱へ

ともしび基金の募金箱はスーパー・コンビニ・公衆浴場・ともしびショップ・県の行政機関窓口などに置いてあります。

2 郵便振替または銀行振込で

ゆうちょ銀行：00290-4-77304
横浜銀行：横浜駅前支店
普通預金 1408284

※手数料のかからない振込み(振替)用紙をご利用ください。

3 直接窓口へ

神奈川県社会福祉協議会へ直接お持ちいただいても結構です。(住所は裏面に記載)

かながわ 子ども福祉基金

さまざまな理由で親と生活することができず、県内の児童福祉施設や里親のもとで生活をしている児童を支援するため、昭和55年に設置されました。奨励金の支給など、子どもたちの自立に向けた色々な支援を行っています。

■ 奨励金の支給

- * 私立幼稚園に入園するときに3万円を支給します。(里子のみ対象)
- * 私立高等学校(専修・各種学校を含む)に入学するときに5万円を支給します。

■ 自立支援事業の実施

- * 施設長または里親が児童の身元保証を行い、児童が就職などで初めて民間アパートに入居するときに10万円を支給します。

■ 身元保証に伴う損害賠償事業の実施

- * 児童が民間アパートに入居するときなどに施設長または里親が身元保証を行った結果、やむを得ない事情により損害賠償が発生した場合にその一部を保証します。

子ども福祉基金

横浜銀行：横浜駅前支店
普通預金 0552884

名義：(福)神奈川県社会福祉協議会

交通遺児 援護基金

県内在住の交通事故等で親を失った20歳未満の遺児とその世帯への継続的な援助・激励をしていくため、昭和46年に設置されました。見舞金・激励金の支給や親子交流会、コンサートへの招待などを行っています。

■ 交通遺児世帯への支援

交通事故等によって遺児となった20歳未満の子を含む世帯のうち、事故当時および現在神奈川県内に在住している世帯が対象です。

- * 激励金：50,000円
- * 見舞金：100,000円
- * 交通遺児世帯を対象にした、親子交流会、コンサート招待など交流事業を実施しています。

■ 関係団体への支援

交通遺児世帯を会員とする団体と、交通遺児世帯の援助などを目的としている団体を対象に、助成金を支給します。(年1回審査があります。)

※支援金、助成金の詳細につきましてはお問い合わせください。

交通遺児援護基金

横浜銀行：横浜駅前支店
普通預金 0205835

名義：(福)神奈川県社会福祉協議会

皆さまからの思いは
こんな活動に役立てられます